

# 行政の焦点



長時間労働の抑制を主眼とした改正「労働基準

- ②三六協定特別条項適用の場合の割増率

導入の場合に限ります。  
③と④の制度を導入する  
にあたり、過半数組合ま  
たは過半数代表労働者と  
労使協定を締結する必要  
があります。時間単位年  
休制度も、代替休暇制度  
も実際の運用面は結構複  
雑ですので、導入にあた  
ては、制度の趣旨とし  
くみをよく理解し、関係  
労働者の意見もふまえた  
上で十分検討してください

## 労働基準法等改正に伴う就業規則・三六協定

法」及び改正「時間外労  
働の限度に関する基準」  
が本年四月一日に施行さ  
れます。この改正に伴う、  
就業規則の変更及び三六  
協定の締結の留意点を以  
下まとめましたので参考  
してください。

まず就業規則の変更点  
は、

①時間外労働が一ヶ月  
六〇時間を超えた場合の  
割増賃金率

- ③時間単位年休制度（対象者・日数の上限・一日  
分の年次有給休暇に相当する時間単位年休・取得  
単位など）
- ④代替休暇制度（代替  
休暇の時間の算定方法・  
代替休暇の単位・代替休  
暇を与えることができる  
期間など）

が考えられます。これら  
のうち①は必須、②は  
努力義務、③・④は制度

なくなりました（平成二  
二年四月一日以降締結さ  
れる三六協定に限ります）  
ので、特別条項は以下の  
文例を参考に締結してく  
ださい。  
  
(例) 一定期間について  
の延長時間は一ヶ月四五  
時間、一年三六〇時間と  
する。ただし、通常の生  
産量を大幅に超える受注  
が集中し、特に納期が逼  
迫したときは、労使の協  
議を経て、六回を限度と  
して一ヶ月六〇時間まで  
延長することができ、一  
年四五〇時間まで延長す  
ることができる。なお、  
延長時間が一ヶ月四五時  
間を超えた場合又は一年  
三六〇時間を超えた場合  
の割増賃金率は四〇%と  
する。

特別条項に定める時間  
はできる限り短くするよ  
う努めてください。

法第一〇六条）。周知は  
次のいずれかの方法で周  
知を行つてください。  
①常時各作業場の見や  
すい場所に掲示・備え付  
ける。  
  
②書面で交付する。  
③磁気テープ、磁気デ  
ィスクその他これらに準  
ずる物に記録し、かつ、  
各作業場に労働者が当該  
記録の内容を常時確認で  
きる機器を設置する。  
  
この周知規定は、労働  
者がいつでも自由に労使  
協定や就業規則を確認す  
ることができるための規  
定です。したがって、例  
えば、入社時に就業規則  
を説明しても、その後は  
管理者の机の中に当該就  
業規則をしまっておくよ  
うなことは、労働者への  
周知義務を果たしていく  
ことになりますので注  
意が必要です。

次に三六協定について、  
限度時間を超えて働くせ  
る一定期間ごとに割増賃  
金率を定めなければなら  
ばなりません（労働基準